

追 悼

前理事長・四宮和夫先生は、かねて病氣療養のため虎の門病院分院(川崎市)に入院中のところ、去る4月28日午後11時3分、容態急変し、急性硬膜下血腫のため、ご逝去になりました。先生には、昭和51年の本学会設立以来、初代理事長として10年間の長きにわたり、特別にご尽力をいただきました。ここに、会員の皆様とともに、生前のご功績を称え、深謝申し上げるものであります。

つぎに、葬儀当日の田中實理事長の弔辞を掲げます。

弔 辞

謹んで、四宮和夫先生のご霊前に申し上げます。

この春先は、ご入院中の先生のお加減がかなり宜しいように伺い、またお元気なお声が聞けるものと期待しておりましたのに、突然、ご容態が急変され、ご逝去となってしまわれたことは、私どもにとりまして、まことに思いがけない、無限の悲しみでございます。

先生の学問上のご専門は、申すまでもなく民法でございますが、早くから信託法についても深い関心を示され、鋭い問題意識のもとに、文字どおり珠玉のような論文を発表しておられました。とくに、英米法の流れをくむ伝統的な信託を、ドイツ式の精緻な論理で分析・検討し、しかも、ル・ポールのようなフランス式の大胆な発想をもって再構成しようとされましたことは、とかく英米法の歴史的理論に偏りがちな信託法学において、まさに画期的な研究であり、私ども信託法の研究に志す後進の者にとりましては、大きな導きの星でありま

した。

また、先生は、単なる学究にとどまることなく、幅ひろく信託実務にも関心をもたれ、信託協会をはじめ、各信託銀行の勉強会を熱心に指導されました。その結果、信託業界に対する先生の影響も大きいものがあります。

思えば、昭和 51 年の秋、信託法学会設立のときも、先生は、その中心となって尽力されましたが、そのおかげで、学界の方々ばかりでなく、信託業界の方々からも大きな支持を受けることができました。その後、先生は、初代理事長として、10 年の長きにわたり、学会の発展に尽くされました。

今日、信託法学会が、およそ 800 人余の会員をもち、毎年の総会開催、機関誌「信託法研究」の発行など、順調に運営されるようになりましたのも、ひとえに先生のお力によるものといわなければなりません。

あまりにも偉大な先生の指導力に、私どもは甘えすぎているのかもしれない。いま、先生のご逝去にあい、私どもは本当に導きの星を失って途方にくれる思いでございますが、改めて、先生のご指導を思い起こし、信託法の研究と信託法学会の運営に全力を尽くさなければ、と痛感するものでございます。

先生、どうぞ、おん安らかにお休みくださいますよう。これをもって、お別れの言葉にかえさせていただきます。

昭和 63 年 5 月 7 日

信託法学会理事長 田 中 實